

第2回人権救済条例見直し検討委員会議事録

1 日時等

- (1) 開催日時：平成18年6月10日(土) 13時45分～15時45分
- (2) 開催場所：鳥取市末広温泉町556 白兔会館
- (3) 出席者名：永山会長、相澤委員、朝倉委員、大田原委員、國歳委員、長井委員、中村委員、樋口委員、安田委員(9名)
事務局：瀧山総務部長、浅井次長、磯田人権局長、安田人権推進課長
- (4) 議事
 - ア 議事録の作成について
 - イ 人権について
 - ウ 人権救済制度の状況について
 - エ 次回の開催について
- (5) その他
 - ア 公開又は非公開の別 公開
 - イ 傍聴者数 約20人

2 議事

- (1) 議事録の作成について

今後の議事録の作成について協議し、委員会で議論された論議を明確に記録すべきであるので、議論の要約整理とすべきこと、したがって発言者名は必要ないことが決定された。
- (2) 人権について
 - ア 憲法の人権規定を一定の条件の下に私人間に適用できるとすることは通説、判例でもあり、国や自治体等において既に私人間の人権を前提とした施策は多くある。しかし、日常会話で使用されている人権という言葉そのまま法の世界に持ち込めば問題が生じるということが人権の個別救済において改めて論じられており、本委員会ではこの点を検討するものとの説明が会長から行われた。
 - イ 意見要旨

(会長)本委員会では、広い意味の人権についてどのような侵害が県内で発生しているのか、行政が個別に私人間に関わって救済を図る必要があるのか、必要がある場合どこまで救済を図るのかということを中心に論点を積み上げていくものとする。

国内人権機構の権限、責務等の指針を示したパリ原則は、救済制度の改善、国際的条約の周知、人権教育プログラムの開発遅延などについて国内人権機構が指摘して救済制度にインセンティブを与えることに基本的な目標をおいている。行政が条例を作って個別救済を図ることが必要なのか、パリ原則の基本的なところを中心に考えるべきなのか検討すべき。

(3) 人権救済制度の状況について

ア 事務局からの聞取調査結果説明を交えて、高齢者等の人権救済を中心に議論され、次とおり合意された。

事務局調査は、これまでの分野の設定に従って代表的なものをいくつか調査したものでそもそも十分なものではなく、必要性に応じて今後聞取調査が必要であり、法務局をはじめ委員が聞取調査を行うことも企画する。

委員会の聞取調査は、相手方からの非公開の要望があれば非公開とすべき。

次回以降引き続き個別の分野の検討を行うこととし、今回は女性の人権を中心に検討する。人権問題を専門に扱ってきた憲法学者等に話を聞く機会を設ける。

イ 事務局の聞取調査は、

既存の救済制度の県内の状況を把握する端緒として、

1ヶ月の時間内で

特定問題に偏らないよう8分野にわたって

(高齢者、女性、子ども、外国人、同和問題、障害者、消費者、労働者)

人権救済に携わっている県・市町村の機関、民間団体など10の機関・団体から

発生している人権侵害、実施されている救済制度、救済の隘路を聞取調査したもの。

ウ 意見要旨

高齢者、児童虐待やDVなどは立法によって既に救済システムがある。児童虐待、DVは、加えてNPO、NGOと協力しながら救済が進められており、このような構造的枠組みができていますので、条例は必要ではないのではないか。国の制度によって救済されていないものを個別救済することは、国の制度をどのように有効に機能させるのかという問題であり、必ずしも県の役目ではない。また、個別救済にはカウンセラーを雇うなどが必要で、国の制度とは別に行うのは非効率、既存の制度を活性化するのが基本であり、高齢者虐待も同様。

虐待が家庭内で起こるので行政が関わりにくいということは、人権救済機関ができたからといって解消されない。申立てを前提とするモデルではなく、発見して職権で関わっていく、早い段階で虐待認定し救済する別のモデルが必要。今回上がっている問題を見る限り、高齢者に関しては別個救済機関を設ける必要はないのではないか。

家庭以外の施設の対応で理不尽な経験をされている人からの相談は、多くはないが実際にある。施設をチェックする必要があるが、鳥取県福祉サービス運営適正化委員会には強制力がない。同委員会のあっせんに参加されない場合は県に相談の上対応されている。しかし、条例が必要かどうか現時点では即断できない。

救済機関の独立性が必要。特に行政に対して独立性がないと条例を作っても機能しない。既存の制度の活性化については、パリ原則のように、国からも行政からも独立した機構が提言していく必要があり、そのための制度づくりは自治体でも工夫すればできる。

高齢者の問題について、国に任せるだけでなく、国の制度で救済されていないものに県で対応する必要はあると思う。

法律の欠けているところについて条例による人権救済委員会がインセンティブを与えようとしても、同じ公務員であり国家権力の一員である人権救済委員会が、国に対してそのようなことを申すことはできない。そのような条例を作る必要はなく、行政に働きかければ良い。私は人権を広く考える立場だが、差別行為を禁止するような形で条例を作るべき。そもそも条例で包括的に網をかけるのに無理がある。侵害された人を支援するNPOとかが訴えてきたものを磨き上げて条例にすべき。人権すべてを扱うとさばききれない。本当に必要なものを磨き上げていくことをしなければならない。

被害の声を上げにくいのが現実と思われるので、広くアンケートを行った方が良い。千葉県では実際に声が上がって制度化しようとしている。虐待は勧告では救済できず、調整機能が必要。結論的には条例が対象とするのは差別だけと思う。

調査事例の全部を一つの制度で扱うのは、不可能だし不適當。全部人権侵害という名前をつけて扱う必要もないし不適切。

今回の調査では侵害事例に具体性がなく、憲法のどの条文に該当するか、また人権侵害か否か判断できない。同和問題も資料に内容の記載がなく、もっと実証的に行かないと差別かどうかわからない。

調査結果からみると対応すべき問題は障害者や外国人、消費者の問題に収斂できると思う。障害者の雇用、解雇、賃金の差別的取扱い、家主が貸したがる、外国人の入居について保証人に日本人を求められる、教育権が侵害されているなど。例えばブラジルやペルーなど日系の人は、子どもも一緒にやってくるが、高校入試は、母国語で受験できるか、日本語であれば時間を長くすべきとか、そういうことに対し教育委員会は配慮していないなど。

調査には刑務所、生活保護の問題もなく、この調査は一部に過ぎない。ストーカーには当たらない近所の人間関係での嫌がらせなど、条例の対象となるものが入っていない。

(事務局) 今回の救済機関の調査は極僅かで、当事者からの調査もない。更なる聞取対象や委員の直接聞取も検討頂きたい。

(会長) 今後必要な分野は、委員会で調査をしてはどうか。法務局は人権侵犯処理規程により包括的に行っており、これはぜひ聞き取りをしたい。人権について全国的に発言している憲法学者などに話を聞く機会を設けることはいかがか。大隈前九州大教授や山崎新潟大教授など。人選は別途相談。